



《会計・税務の知識》決算1ヶ月前からの決算対策

はじめに

月日が経つのは早いもので年が明けて早2ヶ月以上が経過しました。3月に入り、3月決算の会社は年明け気分から一転、決算モードに突入されている頃かと思います。そこで、今回は決算1ヶ月前からでも間に合う決算対策についてご紹介させていただきます。

1. 節税対策（黒字対策）

節税対策といえば、減資や大型保険の加入などある程度前もって検討するものというイメージが先行しているかも知れませんが、直前でも実施可能な方策はたくさんあります。

(1) 売掛金台帳の見直し

前期以前から回収が滞っている相手先については、貸倒引当金、貸倒損失を計上できないか検討します。

(2) 固定資産台帳の見直し

既に廃棄や撤去済みのものが、台帳に残っていないか確認します。

(3) 短期前払費用

前払費用として計上している保険料や家賃でも支払日から1年以内に役務の提供を受けるもの、重要性の乏しいもの等の6要件を満たすものは支払時に全額損金算入できます。これらに該当するものがないか確認します。また月払契約を年払契約に変更することで対応できないか検討します。

(4) 未払費用の計上

期末現在で債務が確定しているコストで取り込み漏れているものがないか確認します。

(5) 来期経費の計上

来期実施予定の広告宣伝や人材採用を今期中に前倒しできないか検討します。また、従業員へ決算賞与を検討してみたいかがでしょうか。

2. 赤字対策

金融機関や取引先との関係を円滑化するための黒字化もしくは赤字幅の減少のための方策をご紹介します。

(1) 少額資産の処理方法の見直し

10万円未満や30万円未満のため一括で損金計上したものを固定資産として計上し直します。

(2) 貯蔵品の計上漏れ確認

期末時点で未使用の切手や印紙等があれば貯蔵金として資産計上します。

(3) 役員関係の処理の確認

役員交際費に自主負担分がないか確認します。また、役員への貸付がある場合には利息の計上を検討します。

(4) 前払費用の計上漏れの確認

翌期に対応するコストで、前払費用として計上漏れがないか確認します。

3. 来期に向けての検討

決算1ヶ月前は、ある程度当期や来期の見込みが見えてくる時期でもあります。このような時期こそ来期の検討を行う好機でもあります。

(1) 保険の見直し

来期が赤字見込みの場合や資金繰りの見通しが良くない場合は、保険の解約や特約部分の解約等による保険料の削減を検討します。

(2) 来期の消費税の検討

消費税の届出は、その事業年度が始まる前までに行わなければなりません。例えば基準期間の売上高が5,000万円以下の会社については、来期から簡易課税の適用を検討します。また、現在免税事業者でも来期に多額の設備投資を予定している場合は、還付を受けるために課税事業者への変更を検討します。

なお、平成25年度1月1日以後に開始する事業年度から免税事業者になるための要件が見直されていますので御留意下さい。

4. 結び

今回は決算直前にスポットを当てて、その対策の概要についてご紹介させていただきましたが、中には貸倒処理など、適用の要件について詳細な検討が必要なものや、消費税の選択等、メリットがある反面、デメリットが潜んでいるものもあります。

実施の際には、まずお近くの税理士等にご相談してみたいかがでしょうか。

(担当：末廣)